

第2期近江八幡市公共施設等総合管理計画及び第2期近江八幡市個別施設計画の策定方針について

1. 第2期計画策定の目的

本市では、人口減少と高齢化の進展に伴い、税収の減少や公共施設の利用需要の変化が見込まれる中、持続可能な行政サービスの提供を確保することが重要な課題となっています。

「近江八幡市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）の第1期計画（平成29年度～令和8年度）では、公共施設等の現状把握と基本方針を示しましたが、令和8年度に策定する第2期計画（令和9年度～令和18年度）では、これまでの取組を検証し、更新・統廃合・長寿命化に関する具体的な方策を示すとともに、全庁的な取組体制の構築や公会計の活用についての方向性を示し、より実効性のある計画とすることを目的とします。また、国の「インフラ長寿命化基本計画」や総務省の指針を踏まえ、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、公共施設の最適配置を推進し、市民の安全・安心を確保するとともに、持続可能なまちづくりの実現を目指します。

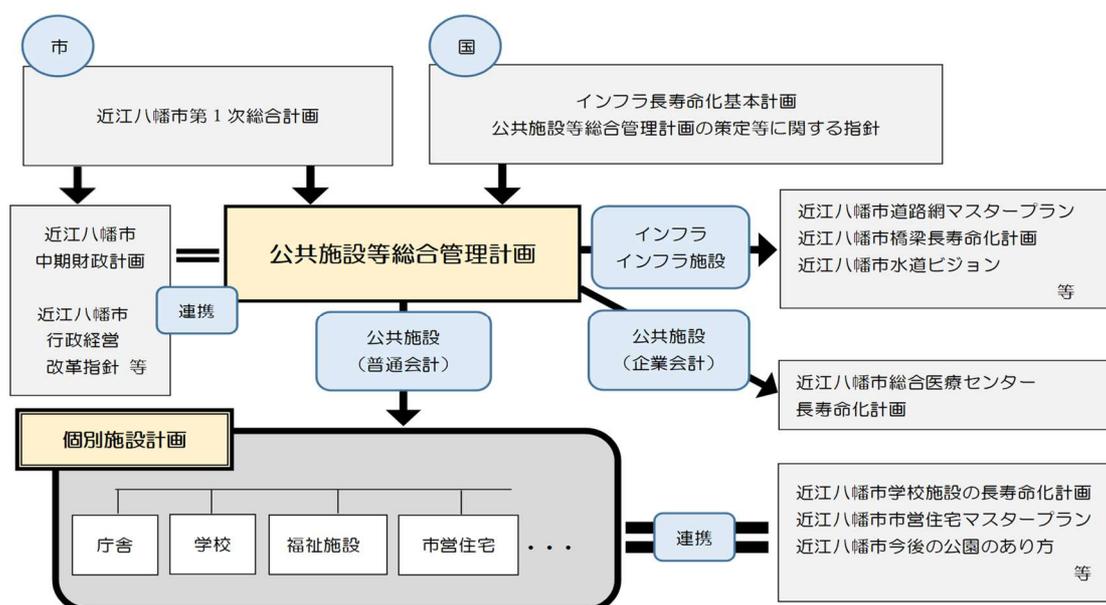
さらに、「近江八幡市個別施設計画」（以下、「個別施設計画」という。）においては、施設ごとの利用状況や将来需要を踏まえ、維持保全・再整備の方向性を明確化し、計画的な施設マネジメントを進めることで、持続可能なまちづくりの基盤を構築します。

2. 計画の位置付け

「総合管理計画」は、「近江八幡市第1次総合計画」の下位計画として、分野横断的に公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための基本的な方針や数値目標を定めるものです。また、本計画は平成25年11月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」における行動計画に位置付けられるとともに、平成26年4月の総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき策定するものです。

「個別施設計画」は、「総合管理計画」で定めた目標や方針、数値目標を具体化するため、市が保有する公共施設やインフラのうち、普通会計に属する各公共施設について、具体的な取り組み方針を示す実施計画として位置付けるものです。

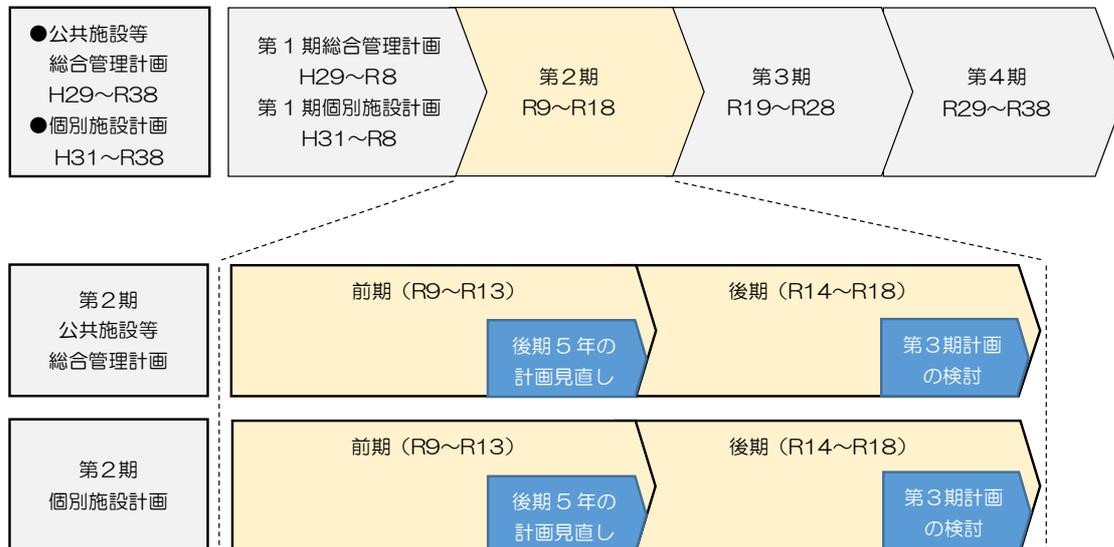
【計画の体系】



3. 計画の期間

「総合管理計画」及び「個別施設計画」では、中長期的な視点が不可欠であることから、平成29年から令和38年までの40年間を見通したうえで、今後10年間（第2期計画：令和9年度～令和18年度）を計画期間とします。なお、変化の激しい社会情勢に対応するため、計画期間を前期・後期それぞれ5年間に区分し、前期終了年度に計画の見直しを行います。

【計画期間の考え方】



4. 体制

(1) 行政改革推進委員会

本計画の策定に当たっては、「近江八幡市行政改革推進委員会（以下、「推進委員会」という。）」において助言をいただきます。

なお、「第1期総合管理計画」及び「第1期個別施設計画」策定時には「公共施設等マネジメント推進委員会」（構成員：学識経験者2名、公共的団体代表者5名、公募委員2名）を立ち上げて助言をいただきました。

また、令和3年度の「第1期総合管理計画追補版」の策定及び「第1期個別施設計画」の見直し時には「行政改革推進委員会」において助言をいただきました。

(2) 市民参加等

本計画の策定に当たっては、市民意見公募（パブリックコメント）手続きを実施し、市民からの意見を踏まえ進めていきます。

(3) 庁内体制

本計画の策定に当たっては、施設所管課や行政改革課、財政課をはじめとした関係課が参加する庁内委員会にて本計画の策定に必要な作業等を行い、「近江八幡市行政改革推進本部（以下、「推進本部」という。）」において、内容の検討を行います。

5. 公表・公開

(1) 市議会への報告

本計画の策定に当たっては、市民意見公募（パブリックコメント）手続の実施の際など、適宜、市議会への報告を行います。

(2) 情報の公開

本計画策定の進捗に応じて、推進委員会の議事や市民意見公募（パブリックコメント）手続の結果など、適宜、近江八幡市ホームページ等で情報を公開します。

【次期計画策定スケジュール（概要）】

	総合管理計画		個別施設計画	
	市民参加等	庁内・事務局	市民参加等	庁内・事務局
令和8年2月	推進委員会		推進委員会	
3月				
4月				
5月	推進委員会	推進本部	推進委員会	推進本部
6月		推進本部		
7月				
8月				
9月				
10月			推進委員会	推進本部
11月				推進本部
12月			推進委員会	
令和9年1月	市民意見公募		市民意見公募	
2月	推進委員会	推進本部	推進委員会	推進本部
3月		計画策定・公表		計画策定・公表